

「かご場の渡し」は「中島の渡し」の位置にあった可能性がある

秦野 秀明

はじめに

中山 正則（一九九三）（1）では、「中川」に架かる「吉川橋」の上流部に「中島の渡し」（1）、下流部に「かご場の渡し」（1）が記載されている。

また、「中川」に架かる「吉川橋」のすぐ上流部では「元荒川」が合流し、その合流地点の上流部に「南百の渡し」（1）も記載されている。

二〇二三年八月、NPO法人越谷市郷土研究会のA氏は、この「3ヶ所」の渡し場の内、「かご場の渡し」（1）と「南百の渡し」（1）の「名称」と「位置」に疑義を呈され、二〇二四年一月、中山 正則（一九九三）（1）で記載された「かご場の渡し」の名称が「南百の渡し」であり、「南百の渡し」が「かご場の渡し」であるとの見解を私的に記載された。

筆者は、二〇二四年一月に記載されたA氏の私的な見解を精査した上で、二〇二四年二月十日に独自の見

解を私的に記載した。

本論は、二〇二四年二月十日に記載した筆者による私的な見解に対して、論点をさらに追記した上でまとめた仮説である。

## 一・A氏の見解

中山 正則（一九九三）（1）に記載された「かご場の渡し」（1）と「南百の渡し」（1）について、

二〇二四年一月に記載されたA氏の見解は、

① 「かご場の渡し」（1）に関して、「籠場（かごば）」という耕地名は、「南百の渡し」（1）の「元荒川」右岸の旧・南百村や「中川」左岸の旧・吉川村には存在せず、「元荒川」右岸の旧・中島村にしか存在しないゆえに、この説には矛盾がある

② 元・越谷市郷土研究会会員のB氏（故人）、同会会員のC氏からは、「吉川橋」の下流部の「かご場の渡し」（1）の位置に「南百の渡し」があったと聞いていて、二人の見解は一致している。

③ 旧・中島村の「籠場」という耕地名について、前

述のC氏が古老からの聞き取り調査をした結果として、「(徳川家康は、増林方面の)鷹狩りから江戸への帰路、元荒川と古利根川の合流地点の中島の元荒川で駕籠に乗り、秋口から冬場で水量の少ない川を渡った。そのためそこを籠場と名付けた」と推定した。

A氏は①②③より、中山 正則(一九九三)(1)で記載された「かご場の渡し」(1)が「南百の渡し」であり、「南百の渡し」(1)が「かご場の渡し」ではないかと推定した(筆者から送付された「史料」を確認後、「南百の渡し」(1)の見解は「撤回」された)。

## 二・筆者の見解「かご場の渡し」

二〇二四年一月に記載されたA氏の見解に対する二〇二四年二月十日の筆者の見解「①」は、

①「籠場(かごば)」という耕地名は、江戸時代後期である文化七年(一八一〇)起稿、文政一三年(一八三〇)完成された編纂書である『新編武蔵風土記稿』葛飾郡吉川村(2)に

「小名 駕籠場 相伝フ 古へ 東照宮此辺御遊獵ノ時肩輿ニ上下シ給シ所ユヘカク唱ヘリ 又コノ地ノ内ニ権現道ナト唱フルモ当時通御ノ跡ナリト云フ」

とあり、「中川」右岸の旧・中島村の字名である「籠場」と「中川」左岸の旧・吉川村の小名である「駕籠場(かごば)」(2)が「兩岸」に存在することから、A氏の見解である「元荒川」の「渡し場」であった「南百の渡し」(1)の位置ではなく、「中川」の「渡し場」であった「中島の渡し」(1)の位置こそが、「かご場の渡し」(1)で採用された「かご場の渡し」の本来の位置として可能性があることを推定した。

なお、「中島の渡し」(1)の別名が「かご場の渡し」であった可能性もあるが、「かご場の渡し」が「元荒川」の「渡し場」ではなく、「中川」の「渡し場」として推定した点が重要である。

筆者によるこの見解は、管見の限り「初めて」なされたものである。

### 三・筆者の見解「南百の渡し」

二〇二四年一月に記載されたA氏の見解に対する  
二〇二四年二月十日の筆者の見解「②」は、

②「南百の渡し」は、前述の『新編武蔵風土記稿』  
葛飾郡平沼村（3）に

「古利根川 村ノ西ヲ流ル川幅九十六間村内ニ渡船  
場ヲ設ケテ対岸埼（土へん立・可）玉郡南百村 中  
島村等往来ス 当所は近村ヨリ江戸運送の河岸場  
ニテ江戸マデノ舟路十里ト云 又外ニ下河岸トテ  
村ノ南寄ニ作場渡アリテ埼（土へん立・可）玉郡四  
條村ニ達セリ 川除ノ堤アリ高四五尺許」

とあり、

- 一・「中川」左岸の旧・平沼村と「中川」右岸の旧・  
南百村に「渡し場」が存在
  - 二・「中川」左岸の旧・平沼村と「中川」右岸の旧・  
中島村に「渡し場」が存在
  - 三・「中川」左岸の旧・平沼村と「中川」右岸の旧・  
四條村に「渡し場（作場渡）」が存在
- したことが判明した。

また、遠藤 忠（二〇一四）（4）では、

「（吉川の渡し）元荒川と古利根川（中川）の合流  
地の左岸に位置する吉川は、中世からの渡河地で、  
俗に「吉川の渡し」と呼ばれるが、渡し場は二郷  
半領平沼村にあり、南百（なんど）の渡し、四条  
（しじょう）の渡し、中島（なかじま）の渡しの  
総称である。下妻道の平沼村から古利根川右岸の  
八条領南百村への渡しは南百渡しと呼ばれる「後  
略」」

と記載され、「かご場の渡し」（1）の「位置」と「名  
称」は、二〇一四年の段階で、遠藤 忠（二〇一四）  
（4）により「修正」されていたことが判明した。

### 四・筆者の見解「中島の渡し」

「open-hinata」（5）を利用して、明治十三年（一  
八八〇）測量の「迅速測図」と、国土地理院の「標準  
地図」を一面面のデータ上に重ねて表せば、明治十三  
年（一八八〇）測量時の位置関係が、測量誤差を考慮  
しても凡そ判明させることが可能で、「中川」左岸の

「中島の渡し」(1)の位置は、現在の吉川市大字平沼の「飛地」にあり、この事実は「ゼンリン住宅地図」の情報からも確認することが出来る。

しかしながら、明治十九年(一八八六)十一月廿五日『渡船橋梁免許台帳』(6)では、「武蔵国葛飾郡吉川村」と記載されていた。

このことは、『新編武蔵風土記稿』葛飾郡吉川村(2)の項には「渡し場」の記載がなく、『新編武蔵風土記稿』葛飾郡平沼村(3)の項には「渡し場」の記載がある事実とは異なり、今後の課題となった。

## 結びに替えて

中山 正則(一九九三)(1)では、

一・『新編武蔵風土記稿』(2)(3)

二・『武蔵国郡村誌』

(明治九年一月一日現在)

三・『渡船場調査類』

(明治九年「本県丙第四拾号通達」に基づく)

四・『渡船橋梁免許台帳』

(明治五年から同二十六年まで記載)

五・『渡船』

(明治五年から同二十六年まで記載)

六・『市町村誌』等

七・「明治前期手書彩色関東実測図」

(明治十年代から二十年代までに作成)

八・「迅速測図」

(明治十年代に作成)

九・「2万分の1地形図」

(「迅速測図」の後に作成)

十・「5万分の1地形図」

(明治後期から現在まで作成)

十一・現地調査

の資料及び現地調査により、「渡し場」の「位置」と名称が確定され、以下のように記載された。

一・「中島の渡し」(1)

「江戸時代から

明治十三年(一八八〇)頃まで存在」

二・「かご場の渡し」(1)

「江戸時代から

明治二十三年（一八九〇）頃まで存在」

三・「南百の渡し」（1）

「明治三十八年（一九〇五）から

昭和三十年（一九〇五）頃まで存在」

以上の記載を前提に、筆者は以下のように推定した。

一・「中島の渡し」（1）

「かご場の渡し」または、

「中島の渡し」の別名としての「かご場の渡し」

として推定した。

二・「かご場の渡し」（1）

遠藤 忠（二〇一四）<sup>(4)</sup>による「修正」された

「南百の渡し」としての記載に同意した。

三・「南百の渡し」（1）

中山 正則（一九九三）<sup>(1)</sup>による

「明治三十八年（一九〇五）から

昭和三十年（一九〇五）頃まで存在」

の記載を踏まえて、

さらに、遠藤 忠（二〇一四）<sup>(4)</sup>による

「南百の渡し」の「名称」の記載を踏まえて、

明治二十三年（一八九〇）頃に廃止された

「中川」の「南百の渡し」の「名称」を継承し、

明治三十八年（一九〇五）に

「元荒川」の「南百の渡し」として、

新たに開設された「渡し場」であると推定した。

注

(1) 中山 正則（一九九三）『中川水系Ⅲ 人文』  
埼玉県 四八〇〜五〇二頁

(2) 「国立国会図書館デジタルコレクション」  
<https://dl.ndl.go.jp/pid/763979/1/91>

(3) 「国立国会図書館デジタルコレクション」  
<https://dl.ndl.go.jp/pid/763979/1/92>

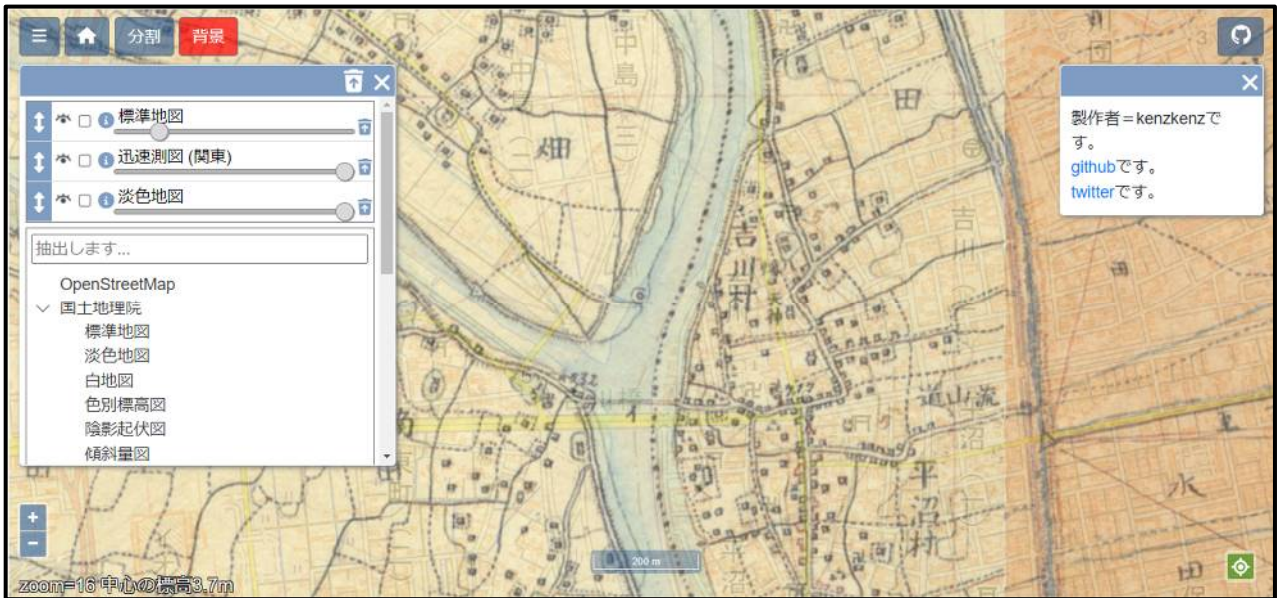
(4) 遠藤 忠（二〇一四）『吉川市史 通史編1』  
吉川市 四一二頁

(5) 「open-hinata」  
<https://kenzkenz.xsrv.jp/open-hinata/open-hinata.htm>

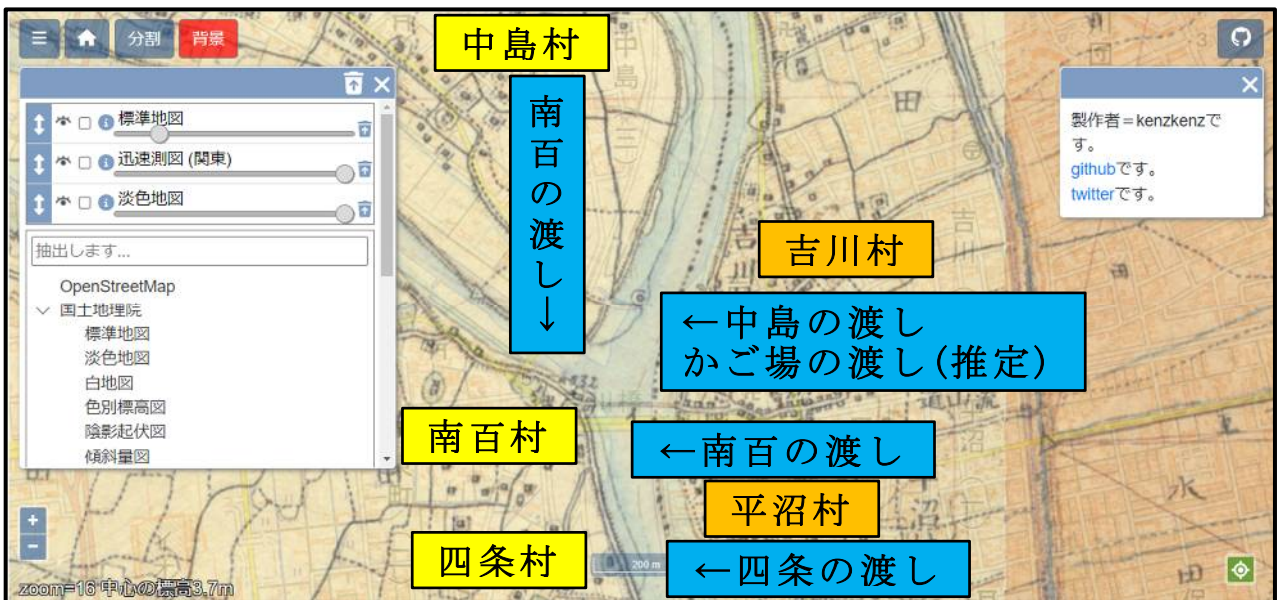
(6) 明治十九年（一八八六）十一月廿五日

「南埼玉郡中島村古利根川通渡船ノ件」

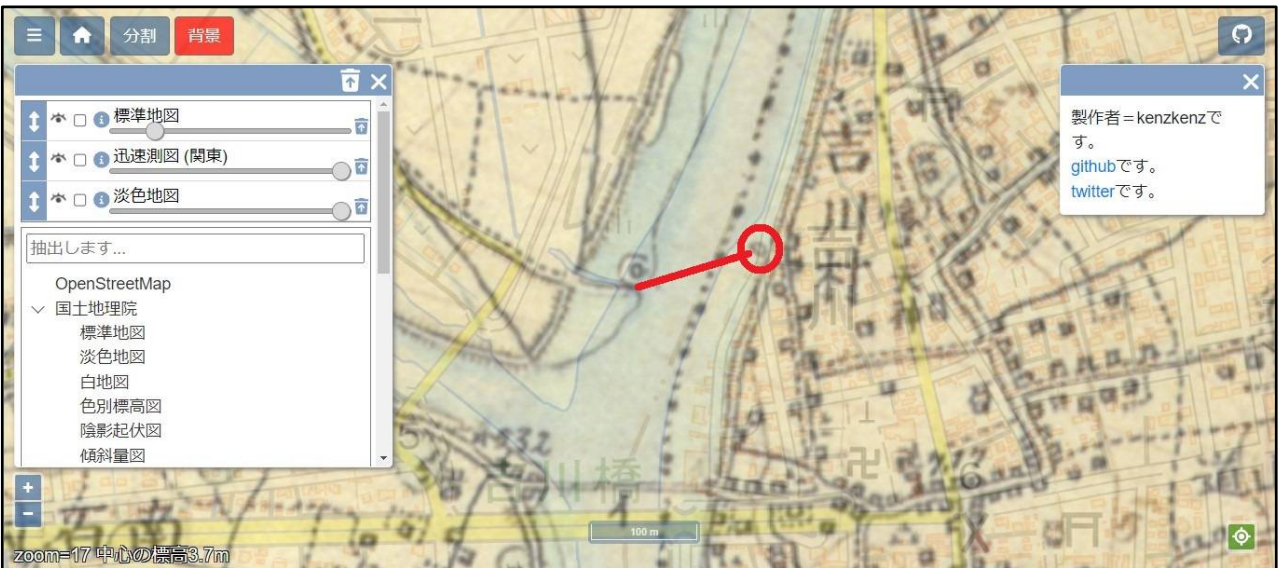
『渡船橋梁免許台帳』（埼玉県立文書館蔵）



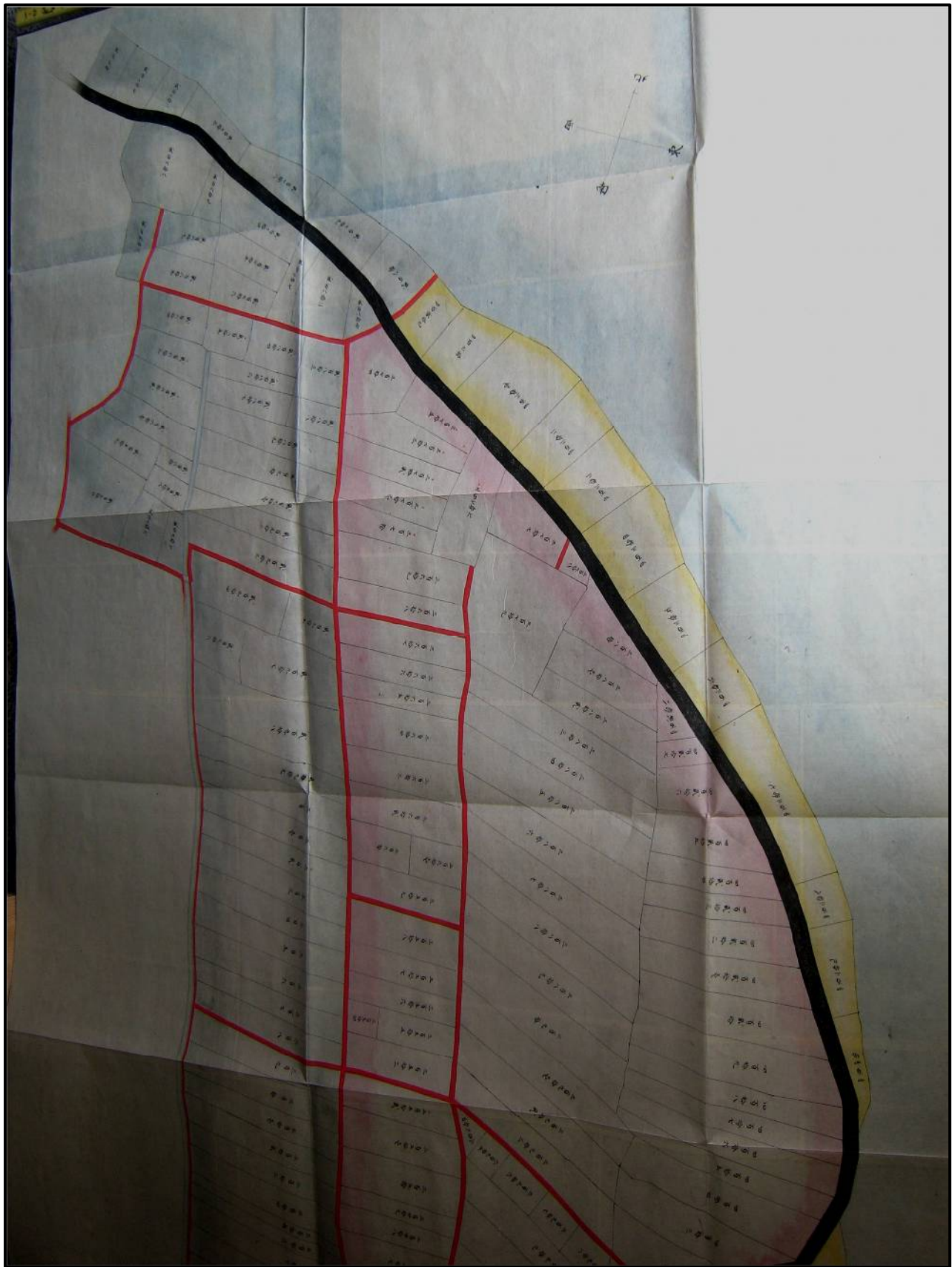
出典：3点のデータは「open-hinata」より引用(加筆)



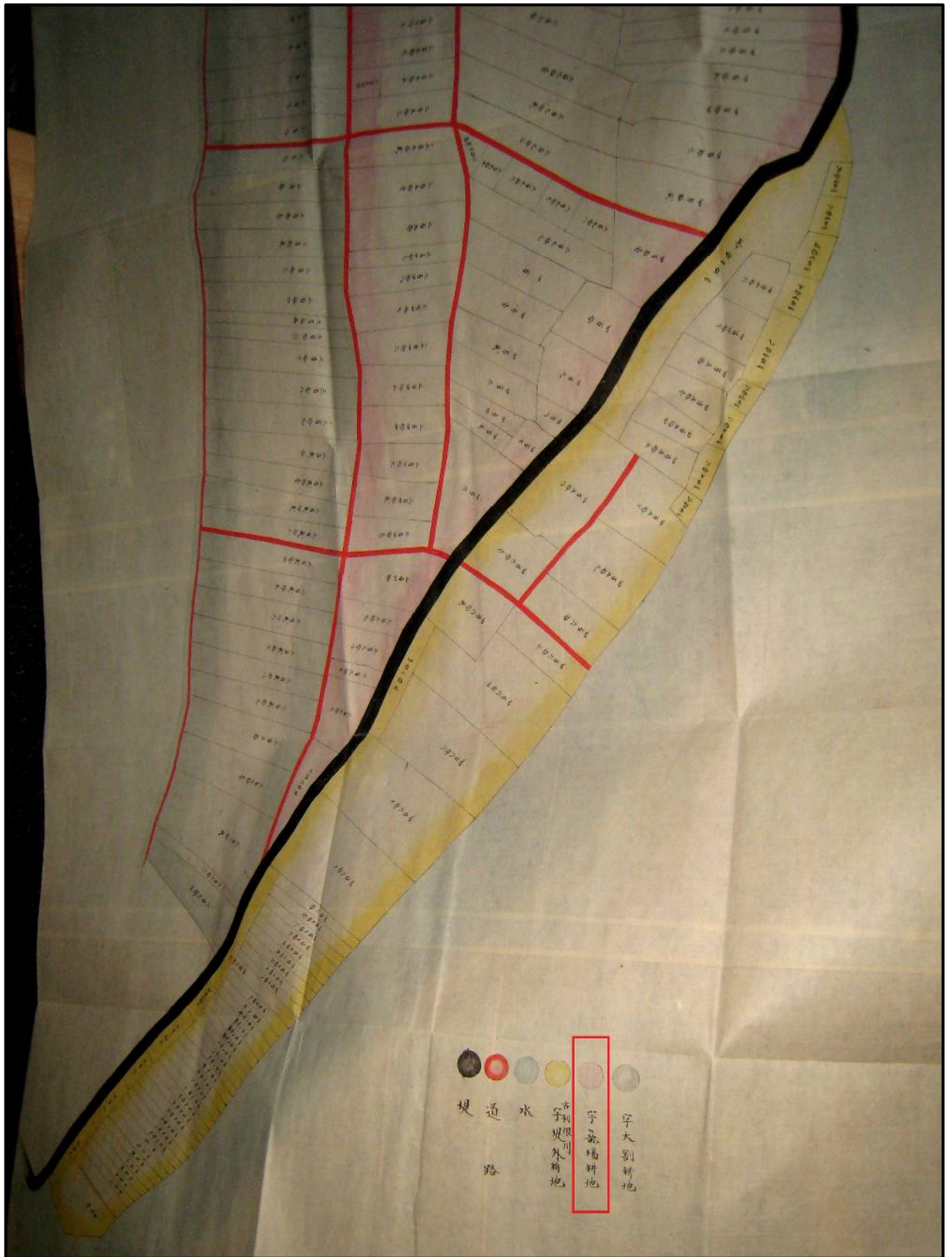
出典：3点のデータは「open-hinata」より引用(加筆)







「字 籠場耕地」の地域は  
「ピンク色」で塗られた範囲  
出典：都築家所有：「旧・中島村地籍図」  
撮影：2018年2月15日(秦野 秀明)



「宇籠場耕地」の地域は  
「ピンク色」で塗られた範囲  
出典：都築家所有：「旧・中島村地籍図」  
撮影：2018年2月15日(秦野 秀明)